

青梅市公共交通協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、青梅市公共交通協議会規約（平成23年 月 日施行。以下「規約」という。）第14条の規定にもとづき、青梅市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、補助金、負担金、繰越金およびその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営および事業にかかる経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに青梅市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項および目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項および目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1および別表第2に定める以外の項および目を定めることができる。

（予算の流用および予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用および予備費の充用は、会長の決定によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用または予備費の充用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

(出納および現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入および支出の手続)

第8条 協議会の予算にかかる収入および支出の手続は、青梅市の例により行うものとする。

- 2 協議会の出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第15条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに青梅市長に送付しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年 月 日から施行する。

(協議会設立年度における会計年度の特例)

- 2 協議会の設立当初の会計年度は、第2条第3項の規定にかかわらず、協議会が設立された日から翌年3月31日までとする。

(協議会設立年度における予算の調製等の特例)

- 3 協議会が設立された年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開

始前に」とあるのは「協議会が設立された日に」と読み替えるものとする。

別表第 1 （第 4 条関係）

歳入予算の区分

款	項	目
1 補助金	1 補助金	1 補助金
2 負担金	1 負担金	1 負担金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第 2 （第 4 条関係）

歳出予算の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費